

平成 19 年 度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法 務 研 究 科

法律科目試験（論述式Ⅱ）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この問題冊子は 8 頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  3. 受験番号と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
  5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
  6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  8. この問題冊子の 3, 5, 7, 8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

## 商 法

株主平等原則について、次の問題に答えなさい。

- (1) 株主平等原則の意義について述べなさい。
- (2) 株主平等原則の例外について述べなさい。
- (3) 株主平等原則と株主優待制度との関わりについて述べなさい。



## 民事訴訟法

X が Y に対して貸金返還請求訴訟を提起した事例を前提に、以下の問題に答えなさい。

### 第1問

X が訴状を裁判所に提出し、裁判所で受理されたが、この時点ではすでに Y は死亡していた。しかし、訴状および第一回口頭弁論期日呼出状は、Y の唯一の相続人である Z が受領したうえで、口頭弁論にも Z がそのまま出席し、訴訟行為を行った。ところが、被告の当事者尋問をしようとしたところ、Y 本人でないことが判明した。この場合、裁判所はこの訴えをどのように処理すべきか。

### 第2問

前問とは異なり、訴状等の送達を受けた Y は、甲弁護士にこの事件の処理を委任し、応訴した。ところが、Y は、第三回口頭弁論期日の直後に死亡した。

- (1) 第四回口頭弁論期日において、甲弁護士が Y 死亡の事実を述べたため、裁判所にもこの事実が明らかとなった。

本件訴訟手続の進行はどのようになるか。また、当事者は訴訟上どのような手続をとる必要があるか。

- (2) 甲弁護士が、Y 死亡後もその事実を裁判所および X に知らせなかったため、裁判所は、Y 死亡の事実を知ることなく、被告を Y としたまま X の本訴請求を全部認容する旨の判決をした。

上記判決確定後、Y の相続人 Z が X に対し、亡 Y の X に対する本件貸金返還債務が不存在であると主張し、貸金債務不存在確認の訴えを提起した。この場合、裁判所はこの訴えをどのように処理すべきか。



## 刑事訴訟法

- (1) 捜査官Aは、被疑者Xに対する覚せい剤取締法違反被疑事件で捜索差押許可状の発付を得て被疑者方の捜索を行った際、覚せい剤と思料される白色結晶が在中するビニール小袋を発見してこれを収集しようとしたところ、Xがこのビニール小袋を飲み込んでしまった。

この場合、Aは、身体検査令状及び鑑定処分許可状を得てXが飲み込んだビニール小袋を収集することができるか。

結論を述べ、その理由を簡潔に記述しなさい。

- (2) 証券取引法違反被疑事件で逮捕された被疑者Xに対して検察官Aが弁解録取手続を行っているときに、弁護士Bが弁護人となろうとする者としてXとの接見を求めてきた。Aは、これから引き続いて取り調べる予定があるので、「本日は接見させられない。明日の午前10時から30分間、T拘置所接見室での接見を指定する。」と述べた。

この接見指定は適法か。

結論を述べ、その理由を簡潔に記述しなさい。

- (3) Xは、公務員Yと建設業者Zとの間の仲介役を果たしていたものであるが、捜査の結果、「Xは、Yと共謀の上、〇年〇月〇日、某所において、Zから、封筒入りの現金500万円の交付を受け、もってYの職務に関し賄賂を収受した」という内容の収賄の共同正犯として起訴された。しかし、第一審公判での証拠調べの結果、Xは、同一日時・場所において、Zとともに、Yに対し、封筒入りの現金500万円の賄賂を供与した、との贈賄の共同正犯であると認められた。

この場合、公判において、検察官はどのような措置を講ずべきか。また、検察官が適切な措置を講じない場合、裁判所はどのような措置を講ずべきか。

結論を述べ、その理由を簡潔に記述しなさい。(なお、訴因の特定には問題がないものとする。)

- (4) 検察官が作成した第三者の供述録取書(いわゆる「検察官面前調書」)は、第三者が公判廷において証言を拒絶したとき、伝聞例外として証拠能力を取得するか。また、この場合、捜査段階の供述に「特に信用すべき情況的保障」を必要とすべきか。

結論を述べ、その理由を簡潔に記述しなさい。



